

第 7 6 0 回

東京都青少年健全育成審議会

議事録

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

日 時：令和 7 年 5 月 12 日（月曜日）

【出席委員】

飯塚 美紀子 委員

天日 隆彦 委員

渡瀬 昌彦 委員

伊藤 廣幸 委員

加藤 美恵子 委員

山下 陽枝 委員

関口 哲也 委員

磯山 亮 委員

うすい 浩一 委員

とや 英津子 委員

藤井 あきら 委員

柳川 雅彦 委員

稲澤 裕子 委員

佐久間 和美 委員

矢ノ目 真展 委員

藤木 裕一 委員

馬神 幸子 委員

榎本 光宏 委員

高島 由紀子 委員

【事務局】

若年支援事業担当部長 村上 章

若年支援事業課長 山本 理

(午後 3 時 30 分開会)

○若年支援事業課長 本日の傍聴人でございますが、傍聴人数は 6 人となっております。内、オンラインによる傍聴の方がお一人となっております。それでは傍聴人をご案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援事業課長 それでは審議会を始めさせていただきます。

初めに、新しく委員となられました方のご紹介をいたします。第 4 号「関係行政機関の職員」、玉井委員の後任として、東京法務局 人権擁護部長 佐久間 和美委員でございます。

第 5 号「東京都の職員」、木村委員の後任として、福祉局 児童相談センター次長 榎本 光宏 委員でございます。

同じく、第 5 号「東京都の職員」、小野島委員の後任として、教育庁 地域教育支援部 生涯学習課 主任指導主事 高島 由紀子 委員でございます。

よろしくお願いいたします。

○若年支援事業課長 現在ご出席いただいております委員の方は 19 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 それでは、ただ今から「第 760 回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。それでは、議事の 2 「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 条例に基づく事務の施行経過等についてご説明いたします。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧くださいと存じます。前回の審議会以降の 3 月 11 日から 5 月 11 日までに実施

いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、1誌を8条指定図書類とすること及び優良映画については1作品を推奨することを決定いたしました。

3月13日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、8条指定図書類については、3月14日に告示、優良映画については3月18日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、「ファミリールール講座」を合計110回開催致しました。

また、本日の審議会に先立ちまして、5月7日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。過去1年間における条例の適用状況をお示ししております。8条指定図書類については、過去1年間以内に指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社はありません。

3ページをご覧ください。過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

続きまして、4ページから5ページをご覧くださいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の3月から4月分の活動状況でございます。

4月までに委嘱しております協力員は670名です。3月の活動者数は166名、調査店舗数は832店舗でございました。4月の活動者数は14名、調査店舗数は62店舗でございました。

確認する図書類は、「8条指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付き

の図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の３種類です。この３種類の図書類について協力員の調査結果を、それぞれ表に示しております。

３月におきましては、８条指定図書類につきましては、包装がなされていない店舗が１店舗ございました。表示図書類につきましては、包装がされていない店舗が１店舗、区分陳列がされていない店舗が５店舗ございました。類似図書類については、区分陳列されていない店舗が１店舗ございました。また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が４店舗ございました。

４月におきましては、問題のある店舗はございませんでした。

なお、３月におきまして、８条指定図書類に関する通報等に基づく立入調査が１件ございましたが、職員が立ち入り調査を行ったところ、該当する図書はございませんでした。

６ページからは、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。６ページには３月分、７ページには４月分の実施状況をそれぞれ記載してございます。

３月分でございますが、表示図書類の取扱い不適切な店舗が１店舗ございました。４月におきましては、問題のある店舗はございませんでした。

続きまして、８ページから９ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況でございますが、３月及び４月につきましては、設置箇所数及び設置台数の変動はございません。

自動販売機立入調査については、３月及び４月は実施しておりません。

１０ページには東京都青少年健全育成協力員による活動状況の令和６年度の累計を、１１ページには、立入調査等の実施状況の令和６年度の累計を、１２ページには、自動販売機届出状況等の令和６年度の累計を、それぞれ載せてございます。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問等ございますでしょうか。

では、質問が無ければ、調査・審議事項に移りたいと思います。本日は、8条指定図書類についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退出をお願い申し上げます。

(傍聴人退室)

○若年支援事業課長 オンライン傍聴の方も、非公開部分につきましては、一旦オンライン会議を閉鎖させていただきます。

(オンライン傍聴人退出)

○会長 それでは再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いします。

○若年支援事業課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料にそってご説明いたします。計1誌の8条指定図書類についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1197号でございます。2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。

こちらに記載されました図書類は、令和7年2月21日から令和7年4月23日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計191誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は、Canna Comics「『〇〇しないと出られない部屋』の管理人になりました」、令和7年4月15日に株式会社フランス書院より発行されております。

す。過去1年間の指定はございません。該当箇所につきましては、全編大部分で
ございます。該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性
的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの、ございま
す。購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、5月7日に自主規制団体から意見を聴取し
て、3ページに取りまとめてございます。3ページをご覧いただきたいと存じま
す。当日は、16名の方が出席されました。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が10名です。そ
の主な内容は、上から7番目ですが、「コミカルなゲーム感覚の作品で、人格否
定など見受けられない。両想いのふたりを結ぶためのゲームだった、というラ
ストも、さわやかな印象。ただ、男性器の表現が生々しくトーンなどで陰影をつ
けつつ、このレベルの修整で済ませている、という表現をなかなか見たことがな
い。性描写や器具の使用、薬物などあわせて、18歳未満の青少年が読むにはふさ
わしくない。指定該当やむなし。」などでございます。

「指定非該当」の方は6名で、その内容は下から2つ目ですが、「性器の修整
が甘いように感じる。線で隠したりしているがそれとわかる。ストーリー上卑わ
い感はない。「○○しなければ出られない」という流れが人格否定につながら
ないか懸念があるが、全体をみると、内容的には指定非該当。」などございま
す。保留の方はいらっしゃいませんでした。説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明についてご質問等ございますか。では、特によろ
しければ、各自調査に入ってください。

(図書審査)

○会長 皆さま、図書はご覧いただけましたでしょうか。それでは、図書をご覧
いただけましたようでございますので、各委員から指定か、指定非該当かご意見
を順番にお伺いしたいと思います。

それでは、K委員、お願いいたします。

○K委員 かなり悩ましい内容ではあると思いました。人格否定等が無い点は、評価が出来ると思いますし、全体のストーリーとしては、恋愛ゲームということで問題点は少ないとは思いますが、ただし、やはり性器のぼかしが非常に甘いこと、それから性描写が大半を占めているため、指定該当やむなしと判断いたしました。以上です。

○会長 H委員、お願いいたします。

○H委員 指定該当と判断いたします。以上です。

○会長 B委員、お願いいたします。

○B委員 全体的にコミカルに描かれているようにも感じますが、性器の修整はされているものの、むしろその修整部分では強調がされているようにも感じます。描写自体のリアリティが強い感じもしますし、卑わい感を払拭できないので、指定該当でお願いいたします。

○会長 G委員、お願いいたします。

○G委員 性器の修整が甘く、性描写も際どいと思います。媚薬の使用もあり、ムチを使うなど危険かつ被害を誘発する恐れもあり、青少年が安易に閲覧できるものとしては、ふさわしくないと思います。指定該当でお願いいたします。

○会長 馬神委員、お願いします。

○馬神委員 性器の修整、ぼかしが甘いこと、性的行為をほぼそのまま露骨に描写していると感じます。内容はコミカルである、卑わい感についてはどうかという差はあるかと思いますが、描写の露骨さについて、やはり、区分陳列等の取り扱いが必要と判断し、指定該当でお願いいたします。

○会長 D委員、お願いいたします。

○D委員 ストーリーについては、問題は無いと思います。性器の描写については、リアルだという意見もありますけれども、自主規制団体の方の意見を見ても、それを踏まえても6名の方が非該当というご意見を出しております。その点

を踏まえて考えると、性器のぼかしが甘くはあるものの、ストーリーと合わせて考えると、著しく性的感情を刺激するとまでは言えないと思います。よって、保留いたします。

○会長 榎本委員、お願いいたします。

○榎本委員 指定該当でお願いしたいと思います。理由としては、コメディタッチで描かれている部分が多々あるんですけれども、やはり性器の修整が甘いところがあるといったところもございますので、指定該当でお願いします。

○会長 C 委員、お願いします。

○C 委員 非常に悩むところです。このところ狙上に上がる作品には、画力が高いものが多い。この作品もその画力の高さゆえに、性描写が非常にリアルであり、そして何より性器の消しが極めて不十分なために、そのリアルさがさらに増えています。消しの甘さはここしばらくの検討作品の中でも突出しています。ただし、ストーリー展開は自然であり嫌悪感を抱く読者は少数ではないでしょうか。卑猥な感じもそれほどないと、私は受け止めました。その二つの要素を考慮し、この作品に関しては保留としたいと思います。

○会長 藤木委員、お願いします。

○藤木委員 指定該当やむなしでお願いします。理由は皆様言ったとおりなのですが、それに加えて、もし、自分の子供が 18 歳未満だった場合に読んでほしい本かという、やはり読んでほしくない本だと思います。以上です。

○会長 J 委員、お願いします。

○J 委員 性描写も大変多いので、やはり 18 歳未満の青少年が読むにはふさわしくないので、指定該当でお願いします。

○会長 I 委員、お願いします。

○I 委員 私も非常に悩ましいなと思って見ておりました。他の委員の皆様もそうですし、聞き取りの中でも、10 名が指定該当にっていて、6 名は非該当としている中でも、全体として、指定該当にしている方々も内容的にどうなんだという

話は書いてあるかと思います。特に、1話目、2話目はほとんど性描写のシーンでR18とかがついていたりとか、配慮しているように見えるところもありつつ、後半にいくにつれて、性描写が増えているというところを踏まえて、全編大部分ではまず無いと思うのが1点、かつ皆さんご指摘の通り、性器の修整が非常に甘いというのが、これはちょっといかんともしがたいというふうに思っております。ただ一方で、これがもし仮に成人向けだったとして、この修整が許されるのかというふうに考えたときに、ちょっとどうなのかという一口に悩ましいと思って、成人向けだったとしてもどうなのかというのは思ったところであります。修整という点において。結論がなかなか出せなくて申し訳ないですけれども、修整がきっちりされていれば指定非該当、これは間違いないと思うのですが、これだと指定該当とせざるを得ないのではないかというのが私の見解です。以上です。

○会長 矢ノ目委員、お願いいたします。

○矢ノ目委員 監禁状態という強制感か一方的な行為から始まっていますが、両思いを秘めているというストーリーであたかも性的な暴力が許されるかのような内容に見受けられました。また、性器の描写が明らかで生々しいという点もございますので、青少年が容易に手に取れる状態は望ましくないと考えます。全編大部分ではないかと思いますが、指定やむなしでお願いいたします。以上です。

○会長 高島委員、お願いいたします。

○高島委員 指定やむなしと考えました。理由としましては、確かにコミカルな話の展開ではありますが、監禁とか薬物の使用等もありますので、また、皆様仰るとおり、性器の描写が非常に生々しい、修整が不十分だということで、18歳未満の青少年にはふさわしくないというふうに考えました。以上です。

○会長 E委員、お願いします。

○E委員 全般的に、後半特に性描写が多いことと、ようはコメディ、コミカルだということで、逆に入りやすいからこそ、これは指定該当やむなしというふう

に感じます。以上です。

○会長 F 委員、お願いします。

○F 委員 聞き取り結果、内容も読ませていただきましたが、他の委員の方も仰っていたように、絵が綺麗で画力が素晴らしいとか、全体的にコミカルとか、全編大部分ではないけれどコメディタッチで明るいとか、非常に肯定的な評価をしています。結果として、指定やむなしとしている人たちもそういう言い方になっているんですね。非該当の人たちは、肯定的な見方をしていて、指定非該当としていると。私は、読ませていただいて、この 8 条の言う著しく性的感情を刺激するのかと言われると、このストーリーからしてどうなのかなというふうに思いました。それからもう一つですが、この付箋の付け方ですけれども、何故ここに付箋が付いているのかなと、気になるところもありました。これは意見として申し上げております。ただ、本当に部分的にですけれども修整の甘さがあります。そこを鑑みて保留とさせていただきます。

○会長 佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員 指定該当でお願いいたします。理由といたしましては、皆様仰っていたことと同様なんですけれども、やはりストーリーというよりも、性器の修整が甘いですとか、そういった描写の問題があるかと思います。以上です。

○会長 A 委員、お願いします。

○A 委員 指定該当やむなしでお願いします。皆様も仰っていた、卑わい感はそれほど無くて、人格否定も感じませんが、性器の描写がリアルで、とにかく修整が甘すぎると思います。青少年レベルを超えており、性描写自体も多いので指定該当やむなしだと思います。以上です。

○会長 会長代理、お願いします。

○会長代理 指定該当でお願いいたします。確かに、全編大部分というところはあたらないと思うのですが、部分的にですが、性器の描写、あるいは性描写で 18 歳未満の青少年が読むにはふさわしくないという部分があると思います

ので、指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。委員の皆様、非常にお考えいただいた上でのそれぞれの意見開示、ありがとうございます。私も、皆様と同じような感覚を持ちまして、やはりこれは「指定該当やむなし」というふうに感じているところでございます。全員の皆様のご意見をいただきましたところ、判断を「保留」とする委員が3名いらっしゃいました。他の委員の方達は「指定該当」というご意見でございましたので、この審議会の定めに従いまして、「指定」と答申させていただきますと思います。1誌指定ということでよろしゅうございますでしょうか。

それではそのようにいたしまして、事務局の方にお返しいたします。

○若年支援事業課長 都民の申出は、3月及び4月は、ございませんでした。また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。事務局からは以上です。

○会長 1つ私の方から事務局の方にお願いがございます。昨年度から、全編という言い方はどうかというご意見が出ているので、その辺りについて次回以降、事務局の方からお考えですとか御説明いただければというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上で調査・審議事項は終了いたします。

傍聴人の方が再入室するため、調査・審議資料はしまってくださいようお願い致します。図書につきましては、事務局の方で回収お願いいたします。

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局からご説明をお願いします。

○若年支援事業課長 まず、本日の審議ですが、8条指定図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

8条指定図書の告示予定日は令和7年5月16日（金曜日）、プレス発表は告示日前日の令和7年5月15日（木曜日）となります。告示日もしくは告示日の

前日まで8条指定図書の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和7年6月9日（月曜日）の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。お疲れ様でございました。

（午後4時17分閉会）